言語行為論から見た災害情報 一記述文・遂行文・宣言文 —

矢守 克也 ¹

¹京都大学教授 防災研究所 (〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄)

和文要約

本論文は、災害情報に関する近年の具体的課題を言語行為論の立場から理論的に位置づけ、課題の解決へ向けた方向性について考察するとともに、実践的な解決方法を提起したものである。言語行為論における基本的な考えの一つに、「記述文」と「遂行文」の区別がある。「記述文」(たとえば、「これは鉛筆です」)では、世界が基準であり、言語は基準とすべき世界に合わせてそれを記述する役割を果たす。他方で、「遂行文」(たとえば、「窓を閉めてください」)では、言語が基準であり、基準とすべき言語に合わせて世界の方が変化する。災害情報のうち、台風情報や津波情報など、気象庁が発表する災害情報の多くは、形式的には「記述文」であり、自治体が発令する避難指示・勧告は、形式的には「遂行文」である。災害情報の究極的な目標が被害軽減であるならば、「遂行文」の実効性を高めることが重要であるが、実際には、「記述文」の精度向上の試みばかりが目立ち、低調な避難、情報待ちなど、災害情報に関わる諸問題は解決には至っていない。ここで、「宣言文」(たとえば、「これで会議を終わります」)と呼ばれる、「記述文」と「遂行文」の中間的な性質をもつ文が課題解決への糸口になる。実際、避難する地域住民らが、専門家の助言を得つつも自ら避難基準を事前に設定し、それに見合う事態が生じたときに、「××地区避難情報」といった情報(「宣言文」)を自ら発しつつ、実際に避難する試み(「避難宣言型アプローチ」)が高い効果をもつことが示されている。

キーワード: 言語行為論、記述文、遂行文、宣言文、避難指示・勧告

1. 言語行為論の基礎

本論文は、災害情報に関する近年の具体的課題を言語 行為論の立場から理論的に位置づけ、課題の解決へ向け た方向性について考察するとともに、実践的な解決方法 を提起したものである。

オースティン (1978) やサール (2006) によって提起され発展してきた言語行為論は、言語学の3つの柱、すなわち、意味論 (セマンティクス)、統語論 (シンタクティクス)、語用論 (プラグマティクス) のうち、語用論の中核的理論の一つである。語用論は、言語表現とそれを用いる使用者や文脈との関係を研究する分野であり、言語が実際に使用される場面 (コミュニケーション場面) に焦点を当てる。

たとえば、「今、何時かわかる?」という単純な発話(言語表現)について考えてみよう。この発話は、通例、「わ

かる/わからない」という回答を期待した質問ではなく、むしろ、「3 時ちょっと過ぎだよ」といった応答を期待した命令・依頼の機能(「現時刻を教えてほしい」)を果たす。しかし他方で、文字通りの意味での使用、すなわち、たとえば、「いやあ、ちょっとわからないなあ」という回答が戻ってきても不自然でない状況を想定することもできる。

言いかえれば、「今、何時かわかる?」が、文字通りの意味(質問)なのか、それとも命令・依頼なのかは、この発話を実際の言語使用場面から切り出して、意味論的、あるいは統語論的に分析しただけでは決して判明しない。質問なのか命令・依頼なのかは、実際の言語使用者間の関係性や使用場面の文脈、すなわち〈コンテキスト〉に依存して決まる。この点に、語用論(言語行為論)の重要性が認められる。

なお、本論文の議論は、2 節で紹介するように、事実 確認的発話(後述のように、本稿では「記述文」と記す) と行為遂行的発話(同じく、「遂行文」と記す)の区別と いう言語行為論のルーツとなるアイデア、すなわち、オ ースティン(1978)の初期のベーシックな思想に主に立 脚している。言語行為論が、その後、オースティン自身 や、サール(2006)、グライス(1998)、スペルベルとウ ィルソン(2000)らの手によって、より緻密な議論を展 開していくことになるのは周知の通りである(総覧的な ものとしては、たとえば、今井(2001)、飯野(2007)な ども参照)。中でも、発話行為、発話内行為、発話媒介行 為という3対の概念は、本稿の観点からも重要である。 これらの概念を用いて、「記述文」と「遂行文」とが実際 には相互に横断・融合していることが明示され、そのこ とは災害情報のデザインにとっても重要な示唆を含んで いるからである。この点については最後の5節で別途詳 しく言及する。

もっとも、大澤 (2014a, p.55) が指摘するように、言語行為論の「真に深い洞察は、[オースティンの:引用者] 初期の直観の方にある」。しかも、この後、順に示すように、言語行為論プロパーには初歩的と映るだろう概念枠組みすら災害情報論には十全な形では導入されていない。そのため、そこに、災害情報をめぐる実践的な行き詰まりの数々を理論的に解きほぐし、かつ、問題解決へ向けた糸口やヒントが豊かに含まれていることが看過されているのが現状である。本論文には、この欠を埋めようとするねらいが込められている。

2. 「記述文」と「遂行文」

言語行為論における基本的な考えの一つに、上記の通り、「記述文」と「遂行文」の区別がある(オースティン、1978)。以下、この重要な区別について、災害情報と関連づけて説明する。なお、「記述文」は「確認文」と表記されることが多いが、本稿では災害情報論との接点をイメージすることが容易な「記述文」の表記を使うことにする。

(1)「記述文」とは何か

通常、言語の主要な機能は世界の記述であると思われている。実際、「これはワンちゃんだよ」、「彼は Tom です」など、私たちが言語を習得する場面でまず思い浮かべる言語表現は、その多くが「記述文」である。

「記述文」では世界が基準であり、言語は基準とすべき 世界に合わせてそれを記述する役割を果たす。言いかえ れば、世界と言語との一致を、言語を世界の方に合わせ る方向で、つまり言語を変えることによって実現する。

サール (2006) が提起した鍵概念である「適合方向」 (direction of fit) を使って表現すれば、《言語→世界》と なる (図-1 参照)。世界と言語の間に不一致があれば、 言語の方を変更して基準とすべき世界の方向へ向けて適 合させていくというイメージである。たとえば、当初、

「記述文」と「遂行文」 基準 ●記述文 《言語→世界》

「強い風が吹いています」・「これは鉛筆です」



「窓を閉めてください」・「急いで逃げてください」

図-1 適合方向の観点からみた「記述文」と「遂行文」

「それは鉛筆だ」と思っていたが、実は鉛筆型のチョコレートであることがわかれば、「それは(鉛筆ではなく)鉛筆型のチョコレートだ」と言語の方が変更されて、世界と言語の一致が確保される。

以上を踏まえると、台風情報にせよ、想定される津波に関する情報にせよ、災害情報の多くが、少なくとも原理的もしくは形式的には、「記述文」であることがわかる(ここで傍点を付した断り書きを入れた理由については、5節で詳述する)。たとえば、「台風10号は正午現在××の位置にあって、東北東に毎時20キロの速さで進んでいます。中心気圧は960~クトパスカル、中心付近では40メートルを超える暴風が吹いています…」、「東北から関東の太平洋沿岸には、3メートルを超える津波が押し寄せる危険があります。各地の津波到達予想時刻は…」といった情報は、実測、すなわち、すでに観察された事実なのか、それに基づいた予想や推定なのかの違いはあるにせよ、いずれも、現在の、もしくは未来の世界の状態を客観的に記述(予想)した「記述文」である。

ちなみに、主に気象庁からリリースされるこうした災害情報は、市町村からリリースされる避難指示・勧告(後述)が「発令」されるのとは異なり、「発表」されると表現される。この「発表」という表現にも、それらが「記述文」であることが暗示されている。なぜなら、この種の災害情報では、言語によって世界が「表現(記述)」されているからである。

これらの災害情報は「記述文」であるから、したがって、仮にそれをめぐる世界と言語の不一致があれば、言語の方を修正すること(《言語→世界》)で対応が図られることになる。典型的には、「予想の津波の高さが修正されました、××県の沿岸では5メートル以上が予想されます」といった具合である。

このプロセスこそ、災害情報の精緻化や迅速化であり、災害情報の業界で伝統的に、そして近年特に強力に推進

災害情報 No.14 2016

されてきたことである。一例をあげれば、従来、都道府 県単位で発表されていた気象警報が、市町村単位で発表 されるようになったこと (精緻化) は、一部に残存していた言語と世界の不一致 (警報が発表されるには及ばない市町村にまで警報が出ている状態、あるいはその逆の状態)を、言語 (警報の発表/未発表)を修正することによって解消する作業に他ならない。また、それほど遠くない過去には、数時間おきにしか更新できなかった台風の現況情報が、気象衛星など観測機器や通信機器の進歩によって、ほとんどリアルタイムで更新可能になったこと (迅速化) は、言語 (台風の現況情報)と世界 (実際の台風の状態)の不一致を、言語を修正する速度や頻度を高めることでゼロに近づけるための努力だと位置づけることができる。

しかし、ここで大きな問題となるのが、こうした努力がうまく機能しているかどうかという点である。つまり、「記述文」としての災害情報の精緻化や迅速化が、災害情報の究極的な目標たる被害軽減(人の命を救うこと)に貢献しているかどうかという点である(たとえば、片田(2012)、矢守(2013)などを参照)。この重要な論点については、次項で「遂行文」について述べた後、3節以降で主題的に論じることにする。

(2)「遂行文」とは何か

言語の機能の一つが世界の記述であることは事実だとしても、言語は別の重要な働きをもっていることをオースティン(1978)ら言語行為論者は見いだした。すなわち、「記述文」とはまったく別のタイプの言語表現があることを指摘したのだ。それが「遂行文」である。

「遂行文」の典型例が、「窓を閉めてください」、(先に も触れた)「今、何時かわかる?」といった命令・依頼で ある。ここで非常に大切なことは、「遂行文」では、「記 述文」とはまったく反対に、言語が基準であり、基準と すべき言語に合わせて世界の方が変化する点である。言 いかえれば、世界と言語との一致を、世界を言語の方に 合わせる方向で、つまり世界を変えることによって実現 する。再び、サール (2006) が提起した「適合方向」 (direction of fit) を使ってこのことを表現すれば、《世界 →言語》となる(図-1 参照)。世界と言語の間に不一致 があれば、世界の方を変更して与えられた言語の方向へ 向けて適合させていくというイメージである。たとえば、 「窓を閉めてください」という言語が与えられれば、そ れまで開放されていた窓が閉ざされて、つまり、世界の 方が変更されることによって世界と言語の一致が確保さ れる。

この点を踏まえれば、災害情報のうち避難指示や勧告などは、上記(1)で紹介したタイプの情報とは異なり、少なくとも原理的もしくは形式的には、典型的な「遂行文」であることがわかる(ここでも傍点を付した断り書きを入れた理由については、5節で詳述する)。なぜなら、そ

れらの情報(言語)は、世界の状態を、避難がなされていない状態から避難がなされている状態へと変更せよという命令・依頼だからである。つまり、世界と言語の不一致を、世界の方を変更する(実際に避難する)ことを通して解消することを促す言語表現だからである。ちなみに、先述の通り、自治体からリリースされる避難指示・勧告は、「発表」ではなく「発令」されると表現されるが、この「発令」という用語にも、それらが「遂行文」であることが暗示されている。なぜなら、この種の災害情報では、言語によって世界を変更せよとの「命令」が提示されているからである。

「遂行文」と位置づけうる災害情報についても、「記述文」の場合と同様、大きな問題点が存在する。避難指示・勧告等の情報が有効に機能していないと考えざるを得ないケースが多々発生しているからである。たとえば、情報発令にもかかわらず低調な避難率、あるいは「空振り」や「見逃し」などといった課題である(たとえば、矢守(2013))。以下、この点について、「記述文」、「遂行文」を合わせて、節をあらためて考察を行う。

3. 災害情報の課題 ─ 「記述文」、「遂行文」の視点から (1)「記述文」に関する課題

災害情報に関する社会的課題の多くは、前節で導入した「記述文」、「遂行文」の視点から整理することができる。また、そうすることで、課題の解消に向けた新しい展望を得ることもできる。まず、本節では、課題の整理から始めることにしよう。

最初に、「記述文」に関わる課題から見ていく。たとえば、2015年9月の豪雨災害における鬼怒川の破堤の事例を見ても、現時点では、××川の水位が氾濫危険水位に達したことを受けて「××川氾濫危険情報」(という「記述文」)を発表することや、実際に××川が氾濫した後に「××川氾濫発生情報」(という「記述文」)を発表することは可能である。しかし、氾濫前に時空間をピンポイントで特定して、「××川が××橋の地点で2時間半後に氾濫すると予想される」(という「記述文」)を発表することは、少なくとも現時点では技術的に困難である。これは、世界の真の状態(××川の××地点の状態)と言語とを完璧に一致させることができていないということであり、まさに「記述文」に関わる課題である。

この種の課題は、いわゆる地震予知が現時点では不可能に近いことを含めて数限りなく存在するが、課題の構造としては単純で、よって解決へ向けた方向性もはっきりしている。すなわち、これらの課題はすべて、記述文の精度が(まだ)低いという課題である。よって、その解決は、《言語→世界》の作業、つまりは、世界の状態の記述・予測に従事する自然科学の進捗いかんにかかっている。ただし、その見通しが必ずしも楽観的ではないこともたしかである。

しかも、仮にこの作業が今後順調に進捗していくとし ても、なお懸案が残存することが重要である。それは、 災害情報の究極の目標であるはずの被害軽減に対して、 「記述文」の精度向上が貢献しているかどうか、そのコ スト・パフォーマンスはどの程度か、あるいは、「技術的 に可能だからとりあえず試みてみる」という論理ではな く、被害軽減という目標を明確に意識しそれを展望した 上での精度向上が試みられているかどうか。これらの課 題や疑問である。たとえば、「地震後に理論が冴える地震 学」との川柳 (阿部・廣井, 2005) には、世界の状態変化 に先行して、その変化をとらえた「記述文」を発するこ とができず、事が起きてからようやく、「バックビルディ ング現象が起きていた」、「線状降水帯の影響だ」といっ た「記述文」が多数登場すること(事後説明、後追い記 述) に対する、一般市民の素朴な不信感が — 地震研究 者の自虐的言い回しの形で — うまく表現されている。

「記述文」は、世界と言語との不一致を言語の方を変えることで解消するのだから、もともと、後追い的な性質をもっている。世界の状態を十分に記述しきれなかったことが判明したからこそ、それを受けて、その事後に、言語(説明)の方を修正して別の言葉に写し取っていく段取りになるのがふつうである。その意味では、先の川柳にこめられたタイプの批判は、「記述文」(自然科学)の宿命とも言え、「所詮そういうものだ」と開き直ることもできるかもしれない。

しかし、災害情報研究としては、川柳に表現された一般の人びとの違和感に真摯に目を向ける必要もあろう。すなわち、繰り返される被害を前に、「記述文」の充実(精緻化と迅速化)で対応しようとしてきた従来のアプローチが、何か根本的な履き違いをしているのではないかと疑ってみることも重要である。災害による被害の軽減という目標に照らせば、本来、災害情報研究が第一優先事項とすべきは、「遂行文」の実効性の向上であるべきところ、それとの接点を棚上げしたまま、「いずれはそれに結びつくはずだから」という確たる根拠なき見通しに基づいて、「記述文」の改善一それ自体は重要で、かつ評価すべき点が多々あるとしても一に終始してきたことははたして正当なものだったのか、と。

(2)「遂行文」に関する課題

次に、「遂行文」に関する問題について考えてみよう。 もっとも大きな問題は、避難指示・勧告(という「遂行 文」)が発令されているにもかかわらず避難する人びとが 少ないという、単純だが深刻な事実である(たとえば、 片田(2012)、矢守(2013))。なぜなら、これは、「遂行 文」(命令・依頼)が機能していないことを端的に意味し ているからである。

まず、ここでおさえるべきことは、避難指示・勧告の評価のあり方である。避難指示・勧告は「遂行文」なのだから、その評価は、その「遂行文」によってもたらそうとした世界の状態(人びとが避難した状態)が実現し

たかどうか (だけ) を通してなされるべきである。しか し、実際には、そうなっていないことが多い。

第1に、避難が実現したかどうかではなく、避難勧告・ 指示(「遂行文」)を発令したかどうかという基準による 評価が行われがちである。言いかえれば、「避難勧告・指 示が発令されている」という状態(この状態自体は、「記 述文」によって表現される)が実現されているかどうか で社会的に評価されがちである。

しかも、さらに悪いことに、この事実への反動から、「発令せずに批判されるよりは、とりあえず発令しておこう」といった態度が自治体に醸成され、避難勧告・指示が現実的な実効性に疑問を抱かざるを得ないほど多くの人びとを対象に連発される事態も生じている。たとえば、2014年の台風 18号(同年10月6日浜松市付近上陸)による災害では、全国で合計約365万人に避難指示・勧告が発令された(内閣府,2014)。その約1週間後に来襲した台風19号(同年10月13日枕崎市付近上陸、その後数カ所に再上陸)による災害でも、全国で合計約181万人に避難指示・勧告が発令された(消防庁災害対策室,2014)。

第2に、「遂行文」としての避難指示・勧告は、上記の 通り、当該の「遂行文」が目標とした世界の状態の実現 (避難の有無) によって評価されるべきで、その後の展 開(たとえば、実際に近隣の河川が越水したかどうかや、 それによって被害が生じたかどうか)は、この「遂行文」 の成否とはさしあたって無関係である。「窓を閉めてく ださい」という「遂行文」の成否は、窓が閉じられたか どうかによって評価されるべきで、その後、空気が悪く なったとか、どの程度室温が変化したかとは、さしあた って無関係なのと同様である。もちろん、避難指示・勧 告の成否が、その後の展開とまったく無関係とは言えな い。しかし、「空振り」、「見逃し」に対する執拗なまでの 社会的関心を見るまでもなく、避難指示・勧告は、その 主たる評価基準であるべき事項、すなわち、避難を実現 させたかどうかよりもむしろ、その後の展開によって評 価されているのが現状である。

さて、「遂行文」としての避難指示・勧告については、上で指摘したことに加えて、さらに根本的な課題がある。繰り返しになるが、問われるべきは、本来、「遂行文」(避難指示や勧告)の効力のはずである。しかし、これまで、この効力向上へ向けた改善策として提起され実行されてきたことの多くは、「遂行文」の改善ではなく、「遂行文」の基礎情報に過ぎない「記述文」の精度を上げることであった。しかも、近年は、望ましくない方向にさらに一歩進んで、「遂行文」を遂行文でなくしてしまうこと、言いかえれば、「遂行文」をすべて「記述文」に還元し尽くすことによって課題を解消しようとする傾向一正確には、解消したことにする傾向一が強まっている。

前者の問題、つまり、「遂行文」の効力の向上が、「記述文」の精度向上にすり替わってきた問題については、

すでに前項で指摘したので、ここでは、後者の問題について詳述しておこう。これは、「避難勧告等(避難勧告・避難指示および避難準備情報(要援護者避難情報))について具体的な発令基準を策定」(総務省消防庁、2014)する動きと関連する問題である。ここで、「具体的な発令基準」とは、水位・雨量等の数値や、警報・浸水等の客観的事実(総務省消防庁、2014)である。具体的には、たとえば、「××川の××観測点の水位が×メートルを超えたら、自動的に、つまり無条件で避難指示を発令する」といった基準のことを言う。

上記の消防庁の報告書の冒頭には、「地方公共団体に対して、避難勧告等の具体的な発令基準の策定を要請してまいりました」と記されており、実際、「職員や状況による発令基準のぶれがなくなる」、「職員の発令に対するためらいがなくなる」など、こうした動きは前向きなものとして評価される場合がほとんどである。

しかし、言語行為論の立場に立つと、別の見方をすることができる。発令基準の客観化とは、本来「遂行文」であるはずの避難勧告・指示を「記述文」に還元しようとすることである。なぜなら、たとえば、観測点の水位情報はまさに「記述文」で表現可能であり、発令基準の客観化とは、こうした客観的情報と避難勧告・指示とを等値することだからである。言いかえれば、仮に上記のような客観化を100%貫徹すれば、水位計情報(「記述文」)があれば、発令に関する人間(職員)の「判断」はまったく不要ということになる。もちろん、それでよいとの考えもあろう。

しかし他方で、「遂行文」は、本来、言葉を起点(基準) にして、世界の方を変更して基準たる言葉に近づける操 作(《世界→言葉》)である。言いかえれば、「遂行文」が 有意義に機能している場合、究極的には、「遂行文」がも たらす命令や依頼の根拠が、その遂行文そのもの(それ を発した人)以外にはさかのぼることができないように 事態が構成されているはずである。大澤(2014a; 2014 b) がわかりやく例解しているように、たとえば、アダ ムとイヴに対する「リンゴを食べるなかれ」という神か らの命令 (禁止) に関して、この「遂行文」自身を越え てさかのぼることのできる根拠はない。仮に、「リンゴは 身体に悪いから」、「美味し過ぎて中毒になる危険がある から」といった、「記述文」で表現可能な根拠がそこに存 在し、命令(禁止)のすべてがそれらの「記述文」に回 収できるなら、それは、神の命令(「遂行文」)ではなく なってしまう。

以上を踏まえれば、避難指示・勧告の根拠を客観的基準という形で明示するのは、一見、「遂行文」に力を与えるように見えて、実際には、「遂行文」本来の性質、すなわち、究極的には、当該の言葉だけを根拠に、世界に変化をもたらすという性質(《世界→言葉》の構図)を破壊する動きであると見なすこともできる。ここから、実践的な提言として、一通念とは反対に一避難指示・勧告

の効力を高めることを中長期的に目指すならば、その発 令にあたっては、発令者(公式には自治体の首長、実際 には防災の実務担当者)が独自に判断する余地を残すこ とが大事だ、との方針が得られることになる。

4. 実践的な提案 ― 「宣言文」のポテンシャル

ここまで、災害情報をめぐるいくつかの現実的な課題を、言語行為論における「記述文/遂行文」の区別の観点から整理してきた。本節では、以上を踏まえて、課題解決に向けた、より現実的かつ実践的な提案について述べることにする。その際、重要な前提となるポイントが一つある。それは、「遂行文」(避難指示・命令)について、それを発信する側(命令する側)だけでなく、受信する側(命令される側)も考察の対象にすることである。なお、後述するように、ここで、「発信側/受信側」、「命令する側/される側」と表記している点自体が問題含みである。しかし、当面、この表記に従っておくならば、両者の〈関係性〉に注目することが重要だ、と言いかえてもよい。

なぜか。ここで、1 節で述べた点を思い起こすことが 有用である。すなわち、「今、何時かわかる?」が、「遂 行文」としての機能を果たすかどうかは、この発話を実 際の言語使用場面から切り離して意味論的、統語論的に 分析しても判明しない。それは、実際の言語使用者間の 関係性や使用場面の文脈、つまり、〈コンテキスト〉に依 存して決まるのであった。避難指示・勧告についても、 それを「命令する側/される側」双方の間の〈関係性〉 や、使用場面の文脈分析が重要となるゆえんである。

(1)「宣言文」とは何か

現実的な課題の深層を探るヒントが言語行為論にあったのと同様、解決へ向けたヒントも言語行為論に準備されている。それが、「宣言文」という特殊な文である(サール、2006)。「宣言文」とは、「言語行為の非常に特殊なカテゴリー」(サール、2006、p.30)であり、「記述文」と「遂行文」、この両者の中間の性質をもつ文である。大澤(2014a)の表現を借りれば、「宣言文」とは、「遂行文」における命令の強度(遂行への圧力)を限りなくゼロに近づけたときに得られる。別の言い方をすれば、「宣言文」とは、遂行圧力がほぼゼロの「遂行文」、まるで「記述文」のように見える「遂行文」のことである。

典型例を導入して「宣言文」について詳しく説明しよう。それは、「これで会議を終わります」(もしくは、「以上で会議は終わりです」)という発話である。直ちにわかるように、「宣言文」は、「記述文」の性質、つまり、《言語→世界》の側面と、「遂行文」の性質、つまり、《世界→言語》の側面、この両者を兼ね備えている(図-2参照)。まず、前者(「記述文」)の要素があることを確認する。だれしも経験上わかるように、「これで会議を終わります」との発話が実際に(たとえば、議長によって)なされるとき、その会議はすでにほとんど終わっているのが

「宣言文」 = 《言語⇔世界》

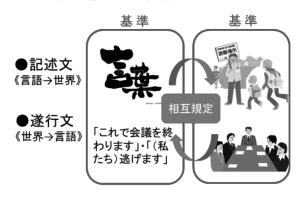


図-2 適合方向の観点からみた「宣言文」

実態である。つまり、その言語によって記述されるべき 世界はほとんどすでにできあがっていて、そこに所与と して存在している。「終わります」と言わなくても、会議 は事実上終わっている。だからこそ、「これで会議を終わ ります」と発話することができる。この点は、「宣言文」 が「記述文」の性質をもっていることを示している。

次に、「宣言文」には、後者(「遂行文」)の要素もある ことを確認する。上記の事実にもかかわらず、たとえば、 議長が「これで会議を終わります」と言わなければ、そ して、みなが「議長が終わりますと言ってはじめて会議 は終わるものだ」と思っていなければ、会議が完全に終 わらないのも事実である(流れ解散で終わってしまうよ うな会議もたしかに存在するが)。すなわち、「これで会 議を終わります」という言葉が、世界の変化(会議の終 了)をもたらしていることもたしかである。実際、事実 上会議はすでに終わっているのに、「議長、終わりって言 ってよ、終わりだよね」と会議出席者が確認するケース も散見される。こういった確認こそ、「これで会議を終わ ります」という言葉には、「記述文」に還元し尽くすこと ができないものが含まれていることを示している。以上 の点は、「宣言文」が「遂行文」の要素をもっていること を示している。

3 節の最後の議論との接点を設けつつ、別の表現をすれば、「これで会議を終わります」という (議長の) 言葉には、それ以上さかのぼることのできない命令の効力がかすかではあれ含まれている (「リンゴを食べるなかれ」と同じ要素がある)。つまり、この発話において、たしかに、言語が従うべき規範となって世界の方を変えている(《世界→言葉》)。つまり、「宣言文」は、あくまでも「遂行文」である。しかし、通常は、実際にほとんど会議が終わった状態が出現したときでないと、この言葉は効力を発揮しえない(「通常は」とは、会議の打ち切りを強行する場合など例外はある、いう意味)。つまり、「宣言文」は、そこにできあがった世界を記述しているだけの「記述文」の性質も同時に有している。

(2)「避難宣言型アプローチ」

「宣言文」に関する以上の考察、特に、「宣言文」が「記述文」と「遂行文」とを結びつける蝶番の位置にあることを補助線にすると、近年、その効果性が注目を集め、萌芽的な取り組みが見られるようになった「避難宣言型アプローチ」の有効性を理論的に位置づけることができる。

ここで、「避難宣言型アプローチ」と呼んでいるのは、 実際に避難する当事者たち(たとえば、ある地区の住民 ら)が、専門家等外部者の手助けや助言を得つつも、自 ら避難基準を事前に設定し、その基準に見合う事態が生 じたときには、「××地区非常事態」、「××地区避難情 報」といった「宣言文」を自ら発しつつ、実際に避難す るタイプの試みのことである。これは、矢守(2011)が 「ジョイン&シェア」として紹介してきた試みでもある。 具体的な事例をいくつかあげておこう。

たとえば、片田・金井(2010)は、群馬県みなかみ町の山間部を舞台に、土砂災害を対象とした住民主導型避難体制を確立するための研究実践を展開している。これは、「地域住民全員が危険感知センサー」となって、専門家の指導に基づいて予め設定した危険箇所(危険な現象)をウォッチし、それを地域の防災リーダーに伝え、リーダーは、そうした情報の総量が予めみなで定めておいた基準に達したら、その事実を住民全員に報知して自主避難を促し、それぞれの住民は近隣に声を掛け合いつつ実際に避難するという仕組みである。

また、竹之内ら(2015)による「地域気象情報」の取り組みも、典型的な「避難宣言型アプローチ」である。これは、三重県伊勢市を流れる宮川の沿岸に位置する辻久留地区で、通常の災害情報(たとえば、大雨に関する警報や河川の水位情報など)や、住民が直接観察可能な地区内の状況(たとえば、「宮川の××橋の橋脚のオレンジラインまで水がきている」)など、いくつかの基準をもとに、先の事例と同様、専門家の指導を得つつも、最終的には自らの判断で、「辻久留地区の住民は浸水に備えよう情報」といった独自の情報(宣言)を発信し、同時に、連絡網で情報を流す、避難の準備を始めるといったアクションを実際に開始する試みである。

容易にわかるように、「自主避難を促しつつ、実際に避難」(片田らの取り組み)、「"浸水に備えよう情報"を出しつつ、実際に避難準備をスタート」(竹之内らの取り組み)といった点に、これらのアプローチが「宣言文」の性質をもっていることが直接的な形であらわれている。つまり、これらの取り組みでは、地区内の状況(世界の状態)を「記述文」として写しとると同時に(《言語→世界》)、それだけでなく、それを、自らを含む地区住民全体に向けた「遂行文」として発信もしているからである(《世界→言語》)。

さらに細かく見ると、「避難宣言型アプローチ」は、以下の点で、「記述文」と「遂行文」の両側面をもった「宣

言文」的なアプローチだと言える。もっとも重要な点は、どのような条件の下でその「宣言文」を発するのか、そのための基準が、「宣言文」を発する当事者本人たちによって決められている点である。「これで会議を終わります」という「宣言文」が宣言文として機能するのは、「いかにも会議が終わりそうだ」と当事者たちが思えるような文脈で、それが発せられるからであった。よって、「避難宣言型アプローチ」においては一そして、最終的には、通常の避難指示・勧告でも本来そうであることが重要であるが一、この「いかにも会議が終わりそうだ」に相当する〈感覚〉、すなわち、「いかにも避難指示が出そうだ」という〈感覚〉を、実際に避難する人たちが、事前に共有するための営みが死活的に重要となる。

この意味で、「避難宣言型アプローチ」で、当該の宣言をどのような状況で出すのか、そのための基準づくりの作業に、宣言を出す人たち(であると同時に、出される人たち)自身が関与していることが最大のポイントである。この地区の自主避難の目安として、なぜ大雨注意報ではなく大雨警報を使うのか、橋脚のイエローラインではなくなぜオレンジラインなのか、そうした基準は、専門家の助言を得ているとはいえ、情報を出す当事者たちが最終的に判断してもたらされている。これは、別の見方をすれば、「避難宣言型アプローチ」では、「宣言文」という形式の導入によって、「遂行文」(「宣言文」は、零度の「遂行文」でもあった)を発信する側(命令する側)/受信する側(命令される側)という2項対立の〈関係性〉そのものが止揚されているということでもある(矢守、2009: 2013)。

「避難宣言型アプローチ」では、片田らの取り組みでも、竹之内らの取り組みでも、「宣言文」の内実が確定され、それに基づいた訓練が行われるまで、数年にわたって、地元での説明会、勉強会(ワークショップ)、アンケート調査などが繰り返し実施されている。この事実は、「宣言文」が宣言文として機能するためには、単発のイベントで「××宣言を作ってみましょう」など、宣言の体裁を整えてみても無駄で、上記の意味での〈関係性〉の改変、言いかえれば、「宣言文」が効力を発揮するだけの文脈作り一上記の〈感覚〉を醸成・共有するだけの文脈作り一上記の〈感覚〉を醸成・共有するだけの〈コンテキスト〉作り一に、相当の時間と労力をかける必要があることを示唆している。このようなプロセスを経てはじめて、いかにも宣言(「会議を終わります」、「避難開始します」)がなされそうなときに、実際に宣言が出るような状況が作り出されるわけだ。

5. 「記述文」と「遂行文」の横断・融合的性質

最後に、本稿で十分展開できなかった論点について補 足する意味で、冒頭の1節で予示した点に触れておこう。 「記述文」と「遂行文」とが実際には相互に横断・融合 しているという論点である。 この論点について、橋本 (2002) は、オースティンの 考えを次のように簡潔かつ適切に集約している。「記述性と遂行性は、実はすべての発言が内包する局面である… (中略) …われわれは発言によって、一定の意味をもつ語で文法にかなった文を構成し発する『発語行為』を行いつつ、同時に、聞き手にある種の力(発話内効力)を行使する『発話内行為』を遂行し、その発言によって相手に影響を及ぼす『発語媒介行為』も遂行しうる… (中略)…。これらの複合体が「言語行為」である」(橋本,2002, p.270)。

たとえば、「この部屋、寒いですね」という発話は、形式的には「記述文」であるし、実際に「記述文」である場合も多々あるだろう。しかし、この発話がある種の〈コンテキスト〉に置かれ、ある〈関係性〉をもった当事者の間で発せられれば、この発話がそれ自体単独で「窓を閉めてください」という「遂行文」の機能を発する場合があることも明らかである。この場合、発話者は「この部屋、寒いですね」という「発話行為」を行いつつ、聞き手に「窓を閉めよ」という力を行使する「発話内行為」を遂行し、かつそれによって実際に聞き手に影響を及ぼすという「発話媒介行為」をも遂行している、と分析されるわけだ。

以上を踏まえると、たとえば、2 節(1)項で取り上げた「台風 10 号は正午現在××に位置にあって…」も、むろん、この発話(文)の形式だけを根拠に、拙速に記述文だと見なすことはできないことになる。該当箇所で、「原理的もしくは形式的には」と注記したゆえんである。つまり、この「記述文」の形式をとった発話が、実際には、たとえば、台風に備えた警戒体制を敷くとか、早めに避難するとかいった行為を聞き手に促すための「遂行文」にもなっている場合はもちろんありうる。

このように、言語行為論の観点に立てば、「記述文」と「遂行文」とは実際には相互に横断・融合していると見なければならない。そして、現実にも、上記の台風情報に関わる関係者の多く(たとえば、気象庁や自治体関係者、一般市民)も、それを単なる「記述文」だとは考えておらず、そこには「遂行文」の機能が込められていることを、程度の違いこそあれ意識しているだろう。

しかし、両タイプが機能的には融合・混在しているにもかかわらず、実際には、3節(1)項で指摘したように、それが形式的には記述文であることがもたらす呪縛も大きい。すなわち、その機能不全に対する解決策として、相変わらず記述文としての精度を向上させる方策に固執しがちであること、このことは重々指摘しておかねばならない。この意味で、この種の災害情報が、形式的には記述文であるが機能的には遂行文にもなりうることを理論的に踏まえつつ、(形式的な)記述文としての災害情報の遂行的性格をより高めるために実践的には何をすればよいのか―そのための具体的方法を見いだすための研究を今後重視すべきだと思われる。

一例をあげておこう。矢守(印刷中)は、「2000年の 東海豪雨に匹敵する大雨」といった固有名詞付きの災害 情報の特殊な効果について言及している。個別のケース に関わる賛否両論があることはともかくとして、こうし た固有名詞を伴う災害情報は、ある対象(たとえば、現 在の雨の様子)を特定の名称で指示しているだけである から、形式的にはまさに「記述文」である。しかし、そ れは「時間雨量何ミリだ」、「××川氾濫危険水位到達」 といった、対象をより詳細に記述する「記述文」はもと より、「ただちに避難してください」といった形式的な 「遂行文」よりも、はるかに大きな遂行的能力(避難を 促す力)を発揮する場合がある。こういった事例は、形 式的な「記述文」にも災害情報として大きなポテンシャ ルがあることを示していると同時に、旧来の思考法 (「よ り速く、より正確に、より細かく」情報を伝えること) だけにとらわれた対策では、「記述文」としての災害情報 の改良は期待できないことをも示唆している。

同種のことは、遂行文についても言える。つまり、「~と命令する」、「~と指示する」など、一般に遂行動詞と称される語句を伴った文(発話)、つまり、形式的な遂行文が、常に首尾よく発話内行為、発話媒介行為を構成しうるかどうかは保証の限りではない。これは、3節(2)項ですでに指摘したことである。このとき、直ちに思う浮かぶ解決法の一つが遂行への圧力強化である。災害情報研究の領域で近年注目を集めた事例で言えば、「逃げてください」ではなく「避難せよ!」などと、用語や口調の変更によって「遂行文」の遂行的性格をより強く押し出すという手法(命令口調)である。

この種の手法については、東日本大震災における茨城県大洗町の事例など(井上,2011,2012)、一定の効果をもたらしたとの報告もある。またその教訓は、その後、NHKの緊急報道における呼びかけの改善にも一部生かされている(福長,2013)。ただし、注意すべきこともある。それは、こうした効果は単純に発話の文体や口調だけに依存したものではないという点である。4節で「宣言文」的なアプローチについて考察する中で、「宣言文」が効力を発揮するためには、そのための文脈づくりが重要であることを指摘した。また、本節でも、「ある種の〈コンテキスト〉に置かれ、ある〈関係性〉をもった当事者の間で発せられれば」、「記述文」ですら、いとも簡単に「遂行文」としての効力を発揮する場合もあることを指摘した。

これらを踏まえるならば、「遂行文」の改善策の一つとして位置づけうる命令口調についても、それが効果を発揮するだけの〈コンテキスト〉や〈関係性〉作りが大切だということがわかる。あくまで一例であるが、NHKのアナウンサーは滅多に命令口調を使用しないという事実自体も、それが効力をもつための重要な〈コンテキスト〉になっているだろう。また、大洗町の事例では(井上、

2011; 2012)、命令口調だけでなく、大洗町内の具体的な地名(固有名詞)が避難の呼びかけに使われ、呼びかける者がいる(と聞き手には受けとられたであろう)役場そのものが、たとえば東京のスタジオのように津波に対して安全圏に位置しておらず、同じ危機に直面する当事者から命令口調で呼びかけが発せられている(と聞き手には受けとられたであろう)こと — こういった〈コンテキスト〉や〈関係性〉があいまって、命令口調をとった発話(「避難せよ」)がもつ遂行的な力を強化したものと考察される。

このように、言語行為論は、災害情報を、世界の状態 (典型的には、ハザードの状態)を記述するインフォメーションとしてではなく、情報をめぐるやりとりが全体として発揮するコミュニケーション行為の効力という観点から見つめることを可能にしてくれる。この観点に立つならば、〈コンテキスト〉や〈関係性〉の根源的な変革抜きに、言いかえれば、「記述文」と「遂行文」の間のもつれに関わる問題にメスを入れずして、また、「遂行文」の発信者と受信者との〈関係性〉に関わる課題を直視せずして、「記述文」の精度や伝達速度だけを高めても、また、「遂行文」の精度や伝達速度だけを高めても、また、「遂行文」(避難指示・勧告)を全面的に「記述文」に還元してみても、さらに、「遂行文」の強度を一見無条件に強化するかに見える文体や口調を採用してみても、それだけでは真に有用な災害情報は生まれない一このように見立てることができる。

こうした視点や考察は、災害情報をめぐる現実的な課題について、現場で具体的な課題に向き合って格闘しているだけでは、おそらく得られない。もちろん、現場で格闘することは自体は大切であるし、災害情報研究の原点として重要視されるべきである。しかし、現実を変革するための、真に有意味でラディカルな(根源的な)処方箋は、多くの場合、理論的で概念的な補助線を引いたときにはじめて明瞭な形で見えてくる。

ささやかなものではあるが、本稿がそうしたチャレンジの一つになっていればと願っている。

謝辞:本稿は、日本災害情報学会 第17回学会大会における廣井賞受賞記念講演の内容をもとに再構成したものである。

参照文献

阿部勝征・廣井 脩 (2005), 日本災害情報学会 新旧会長公開対 談「首都直下地震と災害情報を中心に」,日本災害情報学会 HP「シンポジウム・講演」(参照年月日:2015.12.1)

(http://www.jasdis.gr.jp/_userdata/05sympo/050630.pdf)

オースティン, J. L. (1978), 言語と行為 坂本百大 (訳) 大修館 書店 (J. L. Austin, 1975, *How to do things with words (Second edition)*. Oxford University Press.)

福長秀彦 (2013), メディアフォーカス: 津波警報・NHK が強い口調で避難呼びかけ 放送研究と調査,63(2),76.

- グライス, P. (1998), 論理と会話 清塚邦彦(訳) 勁草書房 (P. Greis, 1991, Studies in the way of words. Harvard University Press.)
- 橋本良明(2002), 言語行為 北川高嗣・須藤修・西垣通・浜田 純一・吉見俊哉・米本昌平(編集) 「情報学事典」 弘 文堂, p.270.
- 廣井 脩(1978), 言語コミュニケーションに関する一考察:「発話」と「発話行為」について 東京大学新聞研究所紀要 26, 1-29.
- 飯野勝己 (2007), 言語行為と発話解釈 コミュニケーション の哲学に向けて 勁草書房
- 今井邦彦 (2001), 語用論への招待 大修館書店
- 井上裕之(2011),大洗町はなぜ「避難せよ」と呼びかけたのか ~東日本大震災で防災行政無線放送に使われた呼びかけ表 現の事例報告~ 放送研究と調査,61(9),32-53.
- 井上裕之 (2012), 命令調を使った津波避難の呼びかけ:大震災 で防災無線に使われた事例と、その後の導入検討の試み(東 日本大震災から1年) 放送研究と調査、62(3)、22-31.
- 片田敏孝(2012), 人が死なない防災 集英社
- 片田敏孝・金井昌信 (2010), 土砂災害を対象とした住民主導型 避難体制の確立のためのコミュニケーション・デザイン 土木技術者実践論文集,1,106-121.
- 内閣府(2014), 台風第18号による大雨等による被害状況等について
- 大澤真幸 (2014a), 呪文のごとき宣言文 (連載 6:社会性の起源) 本,2014-6,54-61.
- 大澤真幸 (2014b), 原的否定性 (連載 7: 社会性の起源) 本, 2014-7,54-61.
- サール, R. J. (2006), 表現と意味 言語行為論研究 山田友幸 (訳) 誠信書房 (J. R. Searle, 1985, Expression and meaning: Studies in the theory of speech acts. Cambridge University Press.)
- 消防庁災害対策室(2014),台風第19号に伴う大雨・暴風等による被害状況等について(第10報)
- 総務省消防庁 (2014), 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策 定状況等調査結果 総務省消防庁
- スペルベル, D. & ウィルソン, D. (2000), 関連性理論 伝達と認知. 内田聖二・宋南先・中達俊明・田中圭子 (訳) 研究 社. (D, Sperber, & D. Wilson., 1986, *Relevance: communication and cognition*. Blackwell Publishing.)
- 竹之内健介・中西千尋・矢守克也・澤田充延・竹内一男・藤原 宏之(2015), 地域気象情報の共同構築の試行〜伊勢市中島 学区における取組〜 自然災害科学, 34, 243-258.
- 矢守克也 (2009), 防災人間科学 東京大学出版会
- 矢守克也 (2011), ジョイン&シェア 矢守克也・渥美公秀・近藤誠司・宮本匠 (編著) ワードマップ: 防災・減災の人間科学 新曜社 pp.77-80.
- 矢守克也 (2013), 巨大災害のリスク・コミュニケーション: 災害情報の新しいかたち ミネルヴァ書房
- 矢守克也 (印刷中), 固有名詞という災害情報 「東日本大震

災」から5年 -- 災害情報学会ニュースレター.

(2015.12.18 原稿受付)

9

災害情報 No. 14 2016

Disaster Information from the Viewpoint of Speech Act Theory: Constative, Performative, and Declarative Utterances

Katsuya YAMORI¹

¹Disaster Prevention Research Institute, Kyoto University (〒611-0011 Gokasho, Uji, Kyoto, Japan)

ABSTRACT

From the viewpoint of speech act theory, this paper discusses recent practical problems pertaining to disaster information and proposes a solution. One of the essential findings in speech act theory is the distinction between constative and performative utterances. A constative utterance (e.g., "this is a pencil") describes an outer world as a normative standard into which the utterance fits. Oppositely, a performative utterance (e.g., "please open the door") describes what is required for an outer world to fit into the utterance. From among the many types of disaster information, we first consider two types: typhoon and tsunami information released by the Japanese Meteorological Agency and evacuation directives/advisories announced by local governments. The typhoon and tsunami information is mostly categorized as constative utterances, and the evacuation directives/advisories are categorized as performative utterances. For disaster reduction, it is critical to make evacuation directives/advisories more powerful and persuasive. However, most recent research has focused on improving the accuracy of meteorological forecasts. Research along these lines has yet to overcome major social problems related to disaster information, such as low evacuation rates and overreliance on disaster information. Declarative utterances (e.g., "I declare the meeting closed") are a third type of utterance: They bridge constative and performative utterances and can serve as a key to solving problems related to disaster information. For example, the "evacuation declaration procedure" has been shown to be effective for safe, early evacuation. In this procedure, local residents themselves, with the assistance of disaster experts, establish a local evacuation criterion in advance. When an emergency approaches, the "evacuation declaration" is issued as soon as the condition is met, prompting residents to evacuate quickly.

Keywords: Speech act theory, Constative utterance, Performative utterance, Declarative utterance, Evacuation directive/advisory